

三田

了

昭和21年7月29日
二葉貯
校合
送



課長加藤

二葉



留守宅私振替貯金折込済否証
に就いて

葉

通牒

の

名

み通 官 局

み通 行政部

宛

件

名

右に就いては四月廿三日野事第四〇七號で
通牒して置いたが一部その趣旨の徹底を

古い郵は高もあゝ又松尾清不取調に積
 積性を欠く向もある趣て今般才一後身高
 から更に一段の協力方申出があつたから一可也
 取高心あゝたい。
 尚前記通譯では景道六月月同の松尾報
 知書等に依り調査方通譯して置いたがそれ
 以前のものに就いても出さるだけ調査するや
 併せて指示せられたい。

経留第九一号

振替送金拂渡済否証明書発行

事務取扱の徹底方に関する件

昭和二十一年七月十日第一復員局経理部長

逓信省貯金保険局長殿

標記の件に關しては本年三月二十日貯貯業第二三三号に依り配慮を煩してゐる次第であるが端末郵便局に於ては本件依然徹底せず、地方世話部に於ける支拂の済否確認事務取扱上困惑してゐる旨仄聞するので尚之が徹底方に関し一段の御協力を煩し度く照會する、即ち同通牒第四号に依れば、最近六ヶ月間、保存証據書ヲ調査しとあるので六ヶ月以前に発行の

分に就ては受付けられない趣であるが、済否証明書と必要とするのは却つて右の六ヶ月以前に溯るものが多く通常他に確認の手段全く無く留守宅の困窮も大であると云ふ場合が寡くないので特に拂渡局より貯貯金支局宛轉旋せられる等の手段を講じ彼令々六ヶ月以前発行の分に就ても同証明書と發行し得る様格別の御配慮賜はり度い。

追て地方世話部に於て發行する取掛申
請書には為し得る限り所要々
件を具備し調査に便ならしむる様当
方でも指導するから念の為申添へる

改上



陸軍

1952